

奈良県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 規則第二条第一項第八号に掲げる事項のうち次のアからエまでに該当する者以外の者の任免、分限、懲戒処分

ア 事務局の理事、教育次長、課長及び室長

イ 委員会の所管に属する学校の校長

ウ 奈良県立教育研究所の所長及び副所長並びに奈良県社会教育センター及び奈良

県立同和問題史料センターの所長

エ 法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員のうち校長